

6. 下水道・河川のまちづくり方針

下水道は、衛生的で快適な生活環境の創出、河川や公共用水路の水質保全に向けて、計画的な整備を推進します。

河川は、市街地を東西方向に流れる奥入瀬川、稲生川等があり、水と緑の親水空間、憩いの場となるような水辺の保全と整備を図ります。

(1) 下水道

① 公共下水道

公共下水道は、昭和 55 年に一部処理開始以来、その整備を計画的に進め、平成 22 年 3 月末現在、公共下水道の普及率は、行政人口に対して 60.5%、市街地エリアは事業認可区域に含まれ、事業認可区域内の普及率は人口比で 94.8%、全体計画区域に対しては、83.2%となっています。また、事業認可を受けた処理区 1,488.6ha に対し、整備面積は 1,403.0ha で、面整備の進捗率は 94.3%となっています^(※1)。

このことから、市街地の動向と整合を図り、人口及び産業の集積地区を考慮しながら、効率的に整備を進めます。

市街地の雨水排水処理は、放流河川や公共下水道の整備と整合を図りながら計画的に整備を進めます。

② 農村下水道

事業認可区域内における公共下水道の整備と平行して農村地域においては、農業集落排水施設及び小規模集合排水施設(農村下水道)の整備を進めてきました。

現在、都市計画区域内の公共下水道以外で農業集落排水施設 9 地区、小規模集合排水施設 5 地区については整備済みであり、今後適正な更新、維持管理に努めます。

③ 合併処理浄化槽

都市計画区域内における下水道整備で、公共下水道及び農村下水道の集合処理区域以外については、市町村設置型浄化槽(個別処理)での整備促進を図ります。

(※1) 参考資料編 P-8 資料-1 (3) ③参照

(2) 河川

市内を流れる河川は、流域市町村と連携のもと、各河川の保全を図ります。
快適で安全な生活環境を確保するため、治水対策や河川管理に万全を期するとともに、河川美化の推進に努めます。

稲生川や奥入瀬川は、地域住民や来訪者の憩いの場となる親水空間として、整備、活用を図ります。

図 3-7 公共下水道 十和田処理区

